

第21章 当局間の連携・協力等

第1節 経済連携協定

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）は、経済関係の深い二国間及び地域内における国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報の移動の自由化を促進し、経済活動全般の連携の強化あるいは一体化を実現することを目的としている。従来、自由貿易体制の維持・強化の役割は主に世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）が担ってきたが、多国間での利害調整が複雑化しているため、近年、多くの国が多角的貿易体制を補完すべく、特定の二国間及び地域内における貿易自由化交渉に取り組んでいる。

経済連携協定（EPA）等の締結・交渉状況

相手先国	締結・交渉の状況
(発効済)	
シンガポール	2001年1月交渉開始／2002年1月署名／2002年11月発効 2006年6月再交渉開始／2007年9月発効
メキシコ	2002年11月交渉開始／2004年9月署名／2005年4月発効 2008年9月再交渉開始／2012年4月発効
マレーシア	2004年1月交渉開始／2005年12月署名／2006年7月発効
チリ	2006年2月交渉開始／2006年9月大筋合意／2007年3月署名／2007年9月発効
タイ	2004年2月交渉開始／2005年2月大筋合意／2007年4月署名／2007年11月発効
インドネシア	2005年7月交渉開始／2006年11月大筋合意／2007年8月署名／2008年7月発効
ブルネイ	2006年6月交渉開始／2006年12月大筋合意／2007年6月署名／2008年7月発効
ASEAN（包括）	2005年4月交渉開始／2007年8月大筋合意／2008年4月署名／2008年12月一部発効
フィリピン	2004年2月交渉開始／2004年11月大筋合意／2006年9月署名／2008年12月発効
スイス	2007年5月交渉開始／2008年9月大筋合意／2009年2月署名／2009年9月発効
ベトナム	2007年1月交渉開始／2008年9月大筋合意／2008年12月署名／2009年10月発効
インド	2007年1月交渉開始／2010年9月大筋合意／2011年2月署名／2011年8月発効
ペルー	2009年5月交渉開始／2010年11月大筋合意／2011年5月署名／2012年3月発効
オーストラリア	2007年4月交渉開始／2014年4月大筋合意／2014年7月署名／2015年1月発効
モンゴル	2012年6月交渉開始／2014年7月大筋合意／2015年2月署名／2016年6月発効
環太平洋パートナーシップ（TPP/TPP11）協定	TPP：2010年3月交渉開始（日本は2013年7月の交渉から参加）／2016年2月署名 TPP11：2017年11月大筋合意／2018年3月署名／2018年12月発効
EU	2013年4月交渉開始／2017年7月大筋合意／2018年7月署名／2019年2月発効
日米デジタル貿易協定	2019年4月交渉開始／2019年10月署名／2020年1月発効
(交渉中)	
ASEAN（投資・サービス）	2010年10月交渉開始／2017年11月最終合意／2019年2月署名
コロンビア	2012年7月交渉開始
カナダ	2012年11月交渉開始
日中韓	2013年3月交渉開始
東アジア地域包括的経済連携（RCEP）	2013年5月交渉開始
サービスの貿易に関する新たな協定（TiSA）	2013年6月交渉開始
トルコ	2014年12月交渉開始
日英間の経済パートナーシップ	2020年6月交渉開始
(交渉中断)	

韓国	2003年12月交渉開始／2004年11月以降交渉中断
湾岸協力理事会（GCC）	2006年9月交渉開始／2009年3月以降交渉中断

I 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定／環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11）

関税・非関税分野の自由化や、知的財産、電子商取引といった新しい分野のルールを構築する包括的協定。2010年3月に交渉開始。日本（2013年7月に交渉参加）、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ及びカナダの12か国が参加し2016年2月に署名。

2017年1月、米国がTPPを離脱する大統領令に署名し、TPPから離脱。これを受け米国を除く11か国は、同年11月にベトナム（ダナン）で開催されたTPP閣僚会合において、11か国によるTPP（TPP11）に大筋合意。2018年3月にはチリ（サンティアゴ）にて同協定の署名が行われた。

同協定は、我が国を含む6か国が国内手続を完了したことにより、2018年12月30日に発効した。

II 日EU・EPA

TPP/TPP11同様、関税・非関税分野の自由化や、知的財産、電子商取引といった分野のルールを規律。2013年3月交渉開始。2017年12月に首脳間において交渉妥結を確認、2018年7月に署名された。日本及びEUの双方が国内手続きを完了したことにより、2019年2月1日に発効した。

III 日米デジタル貿易協定

日米間で、円滑で信頼性の高い自由なデジタル貿易を促進するためのルールを規律。2019年4月交渉開始、同年10月に署名。双方が国内手続きを完了したことにより、本年1月1日に発効した。

IV 日英間の経済パートナーシップ

英国との新たな経済パートナーシップの構築のための交渉を本年6月に立ち上げ。閣僚レベルで、日英双方のビジネスの継続性を確保する観点からも速やかな合意に向け取り組むことで一致しており、各分野で継続的に協議が実施されている。

V その他経済連携協定（EPA）交渉等

現在、9つの協定交渉が進行している。交渉状況はそれぞれ以下のとおり。

1. サービスの貿易に関する新たな協定 (T i S A : Trade in Services Agreement)

1995 年のWTOの発足に伴い、「サービス貿易に関する一般協定 (GATS : General Agreement on Trade in Services)」が発効されたが、さらなる自由化に向けて、22 (現在は 23) カ国・地域が 2013 年 6 月に交渉開始。

2. 東アジア地域包括的経済連携 (RCEP : Regional Comprehensive Economic Partnership)

2013 年 5 月に交渉開始。現在の交渉参加国は、日本、ASEAN10 ヶ国、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド。

3. 日中韓 F T A

2013 年 3 月に交渉開始。

4. 日トルコ E P A

2014 年 12 月に交渉開始。

5. 日カナダ E P A

2012 年 11 月に交渉開始。

6. 日コロンビア E P A

2012 年 7 月に交渉開始。

7. 日 A S E A N E P A (A J C E P : ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership)

物品貿易等については 2008 年 12 月から順次発効。2010 年 10 月から、投資・サービスの交渉を行っており、2017 年 11 月、閣僚レベルで交渉終結を確認し、2019 年 4 月までに署名が完了した。2020 年 6 月、日本において、発効に向けた国内手続きが完了した。2020 年 8 月 1 日から日本と国内手続きを完了している ASEAN 国の間で本改正議定書が発効する予定。

VI 世界貿易機関 (WTO) による貿易政策検討制度 (TPRB) 審査

WTO加盟国の貿易政策及び貿易慣行について一層の透明性を確保し、理解を深め

ることにより、多角的貿易体制が一層円滑に機能することに資することを目的として実施されており、金融サービスも対象に含まれる。2年に1度対日審査が行われており、直近は2017年3月に対面会合が行われた。その後、頻度が3年に1度となり、次回対日審査は、2020年7月に行われる予定。

第2節 アジア地域ファンド・パスポート（ARFP）

ARFP（Asia Region Funds Passport）は、APEC加盟国のうち参加を表明した国が、投資家保護上の要件を満たしたファンド（投資信託等）について、相互に販売を容易にすることを目的に、規制の共通化を図るための枠組みである。

2010年以降、ARFPのルールを検討が行われてきたところ、2016年4月、日本、オーストラリア、韓国及びニュージーランドの4カ国が、同年6月、タイが、ARFPの協力覚書（MOC）に署名を行い、MOCが発効した。これを受け、各参加国は、国内制度の整備に取り組んできた。

我が国は、2017年12月にアジア地域ファンド・パスポートの登録のための手続きを示したガイドライン「アジア地域ファンド・パスポートの創設及び実施にかかる協力覚書に基づく、輸出ファンドの登録申請及び輸入ファンドの認証申請の手続等に関する実施要領」（Implementation Guidelines）を公表し、国内での制度整備を完了。

2020年6月現在、日本（2019年2月）を含む、国内での制度整備を完了したタイ（2018年2月）、オーストラリア（2018年9月）、ニュージーランド（2019年7月）の4カ国においてARFPの登録申請受付が開始されている。韓国については、2020年5月に国内制度整備のための改正法が施行され、2020年末までに登録申請受付が開始される予定。

2016年6月に設置された、ARFPの円滑な実施を目的とした合同委員会（Joint Committee）は、2019事務年度においては、2019年10月にシンガポールで対面形式にて、2020年5月は新型コロナウイルス感染症の影響により、ビデオ会議形式にて合同委員会会合を行った。

第3節 当局間協議

金融庁は、2019 事務年度においては、多くの国・地域の金融当局との間で二国間協議等を実施し、金融規制や経済情勢等に関する意見交換を行った。また、欧州・単一破たん処理委員会との間で、銀行の破たん処理の分野での協力に係る書簡交換を、ブラジル中央銀行との間で、監督協力に係る書簡交換を各々実施した。

I 米国

金融庁と全米保険監督官協会（NAIC）は、2014 年以降、日米両国の保険監督上の相互理解及び連携強化を目的として、定期的な意見交換を行っている。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2020 年 5 月 21 日	電話会議	国際政策管理官	全米保険監督官協会 CEO
2019 年 10 月 2 日	ワシントン D. C.	国際政策管理官	全米保険監督官協会会長

II 欧州委員会（EC）

欧州委員会（EC）の金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局（FISMA）と金融庁との間で、1985 年以来、1～2 年に 1 回程度のペースで日EUハイレベル金融協議を開催。ホストは通例、日本・EU が交互に務める。金融規制等について定期的な意見交換を行う。日EU・EPA 発効により、2019 年会合から、日EU 合同金融規制フォーラムとして開催されている。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2019 年 10 月 11 日	東京	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局長
2017 年 10 月 3 日	ブリュッセル	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局長

FISMA との間では、2018 年秋以降、欧州ベンチマーク規制の下で、我が国の特定金融指標の枠組みについての同等性決定に関する交渉を実施し、2020 年 5 月、欧州委員会は決定案を公表した。

III スイス

経済・金融に係る幅広いテーマについて、スイス当局と財務省・金融庁との間で 2 年に 1 回のペースで日スイス財務金融協議を開催。1988 年に、スイスでの銀行免許取得等の個別案件についての非公式協議という位置づけで発足したが、最近では財政及び金融規制等についての意見交換を行っている。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2019年12月10日	ベルン	参事官(国際担当)	スイス財務省国際金融局課長
2017年8月10日	東京	金融国際審議官	スイス財務省国際金融局次長

IV 日中韓

2005年3月、韓国の提案により、北東アジア域内の金融市場安定及び金融監督についての意見交換の枠組みとして、第1回日中韓金融監督者セミナー(課長級)を開催。また、第3回金融監督者セミナーからは、金融監督者セミナーを高級位に格上げした日中韓ハイレベル会合を同セミナーに付随する形で開催。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2019年11月29日	東京	金融国際審議官	中国：銀行保険監督管理委員会国際局長 韓国：金融委員会副委員長
2017年11月30日 ～12月1日	仁川市	金融国際審議官	中国：銀行監督管理委員会副主席 韓国：金融委員会副委員長

V 中国

1. 日中監督者会合

中国経済の急速な発展に伴う日中間の金融協力・連携の重要性の高まりを踏まえ、日中金融当局間での監督者会合を開催。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2019年11月29日	東京	総合政策局総務課長	銀行保険監督管理委員会大型銀行部副主任
2017年10月20日	北京	総務企画局参事官	銀行監督管理委員会国際部主任

2. 日中資本市場フォーラム

2018年10月の日中首脳会談での合意に基づき、日中証券市場協力の強化を議論する枠組みとして、2019年4月、上海で第1回日中資本市場フォーラムを開催。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2019年4月22日	上海	長官	証券監督管理委員会副主席

VI インド

2014年11月にインドへの直接投資の増加やそのための金融市場の整備を目的とした枠組みとして実施した「日印金融協力に関する協議」を、定期的に開催する協議として拡充し、2016年1月以来日印金融協力対話として実施している。日本側からは財務省、金融庁及び日系金融機関が参加。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
-----	-----	--------	-------

2019年9月26～ 27日	東京	総合政策局参事官	インド財務省経済局長
2017年9月6日	デリー	総務企画局参事官	インド財務省経済局長

VII 台湾

2014年11月、台湾金融監督管理委員会（FSC）の黄副主任委員（当時の役職、現在は主任委員）より、金融庁に対し、両国の銀行監督等について意見交換を定期的に行いたいとの提案があり、日台金融協議を設置。近年は、証券・保険監督も含めた幅広いテーマについて意見交換を実施。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2019年12月11日	台北	総合政策局審議官	副主任委員
2018年10月25日	東京	総合政策局審議官	副主任委員

第4節 金融技術協力

I 概要

金融庁は、アジア等の新興市場国に対し、各国の金融インフラの発展状況に応じて、①ソフト面のインフラ整備、②ハード面のインフラ整備、③行政運営の知見・経験の共有といった支援を行い、地域全体の市場機能の向上や成長に貢献している。

具体的には、アジア等の新興市場国の金融当局との間で金融技術協力の枠組みを構築した上で、研修開催やハイレベル面会等を通じて技術協力を実施し、金融制度の整備や金融当局の能力向上を支援している。

II 活動実績

金融庁はこれまでにミャンマー、ベトナム、インドネシア、タイ、モンゴル等の7か国15当局との間で金融技術協力に係る覚書締結（書簡交換）を実施し、金融技術協力の枠組みを構築した上で、日系金融機関等の意見も幅広く聴取しつつ、長期専門家の派遣や先方関心事項に対応した現地金融当局職員対象の研修開催等、各国への技術支援を実施している。

2019 事務年度では、対象国のニーズに応じ、例えば以下のような技術支援を実施。

- ① ミャンマーについては、健全かつ公正な資本市場の育成及び保険市場の健全な発展を目的にミャンマー計画財務工業省にそれぞれの分野の長期専門家を継続派遣している。同国保険セクターについては、「保険セクター支援計画」（2018年6月策定）の「進捗報告書」を官民挙げて作成し、計画財務工業副大臣へ手交（2019年11月）した。また、日系保険会社6社に対する進出支援の結果、2019年11月、同6社は同国保険市場における営業免許を正式に取得した。さらに、資本市場活性化支援の成果として、2020年3月、外国人投資家によるヤンゴン証券取引所の上場株取引の解禁が実現したほか、5月には同取引所で6社目となる新規上場がなされた。
- ② ベトナムについては、当局間のハイレベルでの意見交換に加えて、ベトナム保険当局向けに、保険検査や保険金詐欺、マネー・ローンダリング対策に関するセミナー等を実施。
- ③ インドネシアについては、継続的なハイレベル間の会談の実施により両金融当局間の信頼関係を強化。また、財務・金融当局間の協議において、保険契約者保護等に関する取組み等について意見交換を実施。
- ④ タイでは、当局間のハイレベルでの意見交換を実施。また、将来的な日タイ金融連携の強化のため、同国最大の商業銀行であるバンコック銀行に当庁職員を派遣し、研修を通じて現地の金融実務や日系企業の実態・ニーズに対する理解を深めると共に、現地ネットワークの拡大を図った。
- ⑤ モンゴルでは、当局間のハイレベルでの意見交換を実施。

また、アジア等の新興市場国の銀行・証券・保険監督当局の職員を招聘し、それぞれの分野における日本の規制・監督制度や取組み等の一般的な内容について幅広く講義を行う「銀行・証券・保険監督者セミナー」については、2019年10月に保険分、2020年2月に証券分を実施した。

第5節 グローバル金融連携センター（GLOPAC）

I 概要

2014年4月に設置したアジア金融連携センター（AFPAC: Asian Financial Partnership Center）を、2016年4月にグローバル金融連携センター（GLOPAC: Global Financial Partnership Center）に改組した。支援地域については、アジアのみならず、中東やアフリカ、中南米等も対象に追加した。GLOPACでは、支援対象地域の金融当局者を研究員として日本に招聘し、研修プログラムの提供等を通じて各国金融当局との関係を強化している。また、強固な協力関係を構築した上で、研修プログラムを終了した研究員とのネットワークを維持・強化している。

II 活動実績

2014年7月以降、36の国・地域^(※)の金融当局者を招聘し、計148名の研究員・インターン生がAFPAC及びGLOPACのプログラムを修了した（2020年6月現在）。

長期滞在の研究員については、概ね2～3ヶ月間の滞在期間中、金融庁の組織・業務概要や金融規制の枠組み、検査・監督実務等に関する基本的な講義を提供し、その後、各研究員のニーズや関心に応じて、当庁職員によるテーマ別研修や意見交換等を行っている。さらに、研究員に対し、外部関係機関等を訪問する機会も提供している。

研究員は、母国の金融システムの現状や課題、GLOPACの研修プログラムを通じて学んだ内容や今後の課題等について、庁内で報告会を行う。一部の研究員については、国内で開催される国際シンポジウム等において発表することもある。

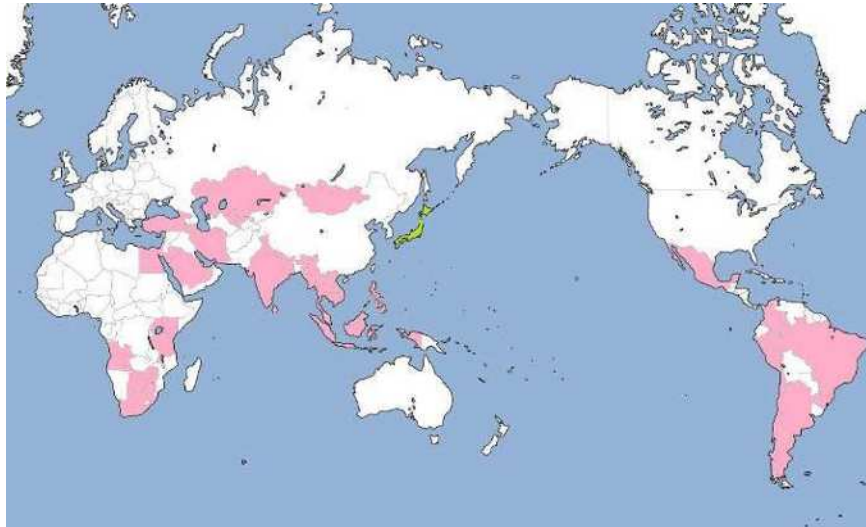
また、プログラムを修了した研究員（卒業生）との継続的なネットワーク構築・強化のため、以下、6つの施策を通じ、卒業生のフォローアップを行っている。

- ① 卒業生を日本に再招聘し、現役GLOPAC生や当庁職員との意見交換の実施
- ② 当庁職員が現地に出張し、若しくは卒業生を日本に再招聘し、意見交換を行うアルムナイ・フォローアップ・フォーラムの実施
- ③ 大学等と連携し、旬のトピックを選定して議論する特別セミナーに卒業生を招待
- ④ 当庁職員が外国出張する際、卒業生とのフォローアップ面談の実施
- ⑤ GLOPACが発行するニュースレターの送付
- ⑥ 当庁等が主催する国際シンポジウムに卒業生をパネリストとして招聘

(※) アルゼンチン、アンゴラ、イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、ウズベキスタン、エジプト、カザフスタン、カンボジア、ケニア、コロンビア、サウジアラビア、ジョージア、ジンバブエ、スリランカ、タイ、タンザニア、チリ、ドバイ、トルコ、ネパール、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ペルー、ボツワナ、マラウイ、マレーシア、南アフリカ、ミャンマー、メキシコ、モルディブ、モンゴル、ラオス、UAE。

	受入期間	人数	出身国(人数)
第1期	2014年7月29日 ～11月28日	3	ベトナム(1) モンゴル(2)
第2期	2014年10月21日 ～2015年2月6日	6	タイ(2) ベトナム(1) モンゴル(1) ミャンマー(1) タイ(1)
第3期	2015年3月3日 ～5月29日	7	カンボジア(1) ベトナム(1) ベトナム(2) モンゴル(2) タイ(1)
第4期	2015年7月28日 ～10月9日	8	カンボジア(1) インド(1) ラオス(1) スリランカ(1) タイ(1) ベトナム(1) モンゴル(2)
第5期	2015年10月14日 ～2016年1月15日	6	タイ(2) カンボジア(1) ベトナム各(1) モンゴル(2)
第6期	2016年2月29日 ～5月31日	9	タイ(2) カンボジア(1) ベトナム(1) モンゴル(2) ドバイ(1) フィリピン(1) マレーシア(1)
第7期	2016年7月26日 ～9月30日	8	イラン(1) カンボジア(1) タイ(1) ベトナム(1) ミャンマー(1) インド(1) ペルー(1) モンゴル(1)
第8期	2016年10月13日 ～2017年1月13日	6	ベトナム(1) ブラジル(1) メキシコ(1)、インドネシア(2) ミヤ ンマー(1)
第9期	2017年2月22日～ 5月19日	9	インド(1) エジプト(1) カザフスタン(1) カンボジア(1) タイ (1) タンザニア(1) ベトナム(1) ボツワナ(1) ラオス(1)
第10期	2018年7月25日～ 9月29日	11	アルゼンチン(1) イラン(1) インド(1) インドネシア(1) タイ (1) チリ(1) ベトナム(1) ミャンマー(1) モンゴル(1) ラオ ス(1) UAE(1)
第11期	2018年10月11日～ 12月20日	8	インドネシア(1) ウズベキスタン(1) タイ(1) トルコ(1) フィ リピン(1) ボツワナ(1) ミャンマー(1) モンゴル(1)
第12期	2018年4月4日～6 月22日	9	インド(1) インドネシア(1) カザフスタン(1) カンボジア(1) タイ(1) ネパール(1) ベトナム(1) ミャンマー(1) モンゴル(1)
第13期	2018年7月24日～ 9月28日	9	アンゴラ(1)、インドネシア(1)、カザフスタン(1)、ジョージア (1)、タイ(1)、フィリピン(1)、ブラジル(1)、ミャンマー(1)、 モンゴル(1)
第14期	2018年10月16日～ 12月26日	9	アルゼンチン(1)、インドネシア(1)、エジプト(1)、コロンビア (1)、ジンバブエ(1)、ベトナム(1)、ミャンマー(1)、モルディ ブ(1)、モンゴル(1)
第15期	2019年10月10日～ 12月20日	10	インドネシア(1)、カンボジア(1)、サウジアラビア(1)、タイ(1)、 ベトナム(1)、ボツワナ(1)、マラウイ(1)、南アフリカ(1)、ミ ャンマー(1)、モンゴル(1)、
第16期	2020年2月5日～3 月5日	9	インドネシア(1)、ケニア(1)、タイ(1)、ベトナム(1)、ペルー (1)、南アフリカ(1)、ミャンマー(1)、モンゴル(1)、ラオス(1)
	インターン(数週間) 国内大学院に留学中の者	18	インド(1)、ウガンダ(1) ウズベキスタン(1) カンボジア(1) タ イ(7) フィリピン(3) ブラジル(2) ベトナム(1)、ミャンマー(1)
	短期研修(数日間)	3	ベトナム(3)

金融連携センターにおける新興国当局職員の受入状況



金融連携センターにおける参加者の人数及び出身国・地域の数の推移

